クリーンセンターかしはら
長期包括運営委託事業

実　施　方　針

平成２５年　７月

橿　原　市

目　次

Ⅰ　事業概要に関する事項……1
　1　事業内容……1
　2　受託者が実施する業務の範囲……6
　3　市が実施する業務の範囲……14
Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項……16
　1　募集及び選定スケジュール（予定）……16
　2　応募者の参加資格要件等……16
　3　応募者の審査及び事業者の選定……20
　4　応募に係る提出書類……21
　5　応募者に対する情報等の提供……22
　6　落札後の手続き……22
　7　著作権……23
Ⅲ　受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項……24
　1　想定されるサービスの水準・仕様……24
　2　想定されるリスク及び分担……24
　3　市による事業の実施状況の監視……24
Ⅳ　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項……26
Ⅴ　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項……27
　1　基本的な考え方……27
　2　契約保証金等……27
Ⅵ　その他本事業の実施に関し必要な事項……28
　1　実施方針に関する意見・質問の受付……28
　2　実施方針に関する意見・質問への回答……28
　3　実施方針の変更……28

（添付資料）
　添付資料①　事業に係るリスク分担……29
　添付資料②　クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業に伴う特定部品の供給等に関する協定書（案）……30
　添付資料③　実施方針に関する意見・質問書……46

橿原市（以下「市」という。）は、クリーンセンターかしはら（以下「本件施設」という。）において、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下「本事業」という。）を実施します。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、市の方針を定めるものです。

Ⅰ　事業概要に関する事項

１　事業内容

（１）　事業名

クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業

（２）　施設の概要

施設名称	クリーンセンターかしはら（ごみ焼却処理施設）
所 在 地	奈良県橿原市川西町１０３８－２
都市計画	用途地域　指定なし　その他都市施設（ごみ処理場）他 区域区分　景観保全地区（奈良県自然環境保全条例） 防火地域　指定無し
敷地面積	23,031.12 ㎡＋進入路等
建築面積	クリーンセンターかしはら （環境企画課 所管）　6,776.04 ㎡
延床面積	クリーンセンターかしはら （環境企画課 所管）　17,529.10 ㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 4 階・地下 3 階・塔屋 1 階
竣工年月	平成 15 年 9 月（1 期竣工） 平成 17 年 3 月（2 期竣工）
設計・施工	株式会社タクマ

<table>
<tr><td rowspan="2">構成施設</td><td>ごみ焼却施設</td><td>① 焼却炉形式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）
② 焼却炉規模：255t/24h（85t/24h×3 炉）
③ 溶融炉形式：主灰・集じん灰混合溶融方式（プラズマ式溶融炉）
④ 溶融炉規模：40t/24h×2 炉（内 1 炉予備）
⑤ 処理対象物：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
⑥ 受入供給設備：(ごみ計量機)　ロードセル方式　30t×2 基
：(ごみピット)　容量　6,420 ㎥
：(ごみクレーン)　天井クレーン　3t×2 基
⑦ 燃焼設備：タクマ S_N 型水平ストーカ方式（全連続）
⑧ 燃焼ｶﾞｽ冷却設備：廃熱ボイラ方式（全ボイラ）
⑨ 排ガス処理設備：(排ガス)　バグフィルタ＋脱硝装置
(飛　灰)　キレート処理
⑩ 給水設備：上水
⑪ 排水処理設備：(有機系処理)　生活排水　公共水域放流
(無機系処理)　プラント用水　施設内再利用
⑫ 電気設備：(受電電圧)　特別高圧（77,000V）
(供給方式)　交流 3 相 3 線式　2 回線受電
⑬ 余熱利用設備：(蒸気タービン)　抽気復水タービン
：(発電機)　5,000kW
⑭ 場外熱供給：(クリーンセンター業務課)　0.795GJ/h（最大）
(余熱利用施設)　4.498GJ/h（最大）
⑮ その他設備</td></tr>
<tr><td>付帯施設</td><td>① 工場棟・管理棟（延床面積 17054.12 ㎡）
② 計量棟（延床面積 103.37 ㎡）
③ ﾌﾞﾛｱｰ棟（延床面積 15.00 ㎡）
④ ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ棟（延床面積 25.12 ㎡）
⑤ 車庫棟（延床面積 348.42 ㎡）
⑥ 洗車装置置場（延床面積 4.84 ㎡）
⑦ 灯油ストレージタンク（地下タンク：20kl）
⑧ 進入路、駐車場、駐輪場
⑨ 植栽、門扉・囲障
⑩ 屋外モニター
⑪ その他建築付属設備（注１）</td></tr>
</table>

その他	・　本件施設は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第２項」の規定による、再生可能エネルギー発電設備の認定施設となります。 ・　灰溶融炉は、平成22年度より休止しています。ただし、単独運転可能な機器等については定期的に試運転等を実施し、再稼働可能な状態を維持しています。 ・　本件施設敷地内（以下「本件敷地内」という。）のクリーンセンター業務課へ熱供給（温水）及び電力供給を行っています。 ・　現在、隣接する市の余熱利用施設へ熱供給（温水）を行っています。今後、当該施設の隣地に新施設の建設を予定しており、完成後は新施設への熱供給（温水）を行うことを予定しています。 ・　本件施設は、「エネルギー管理指定工場」には該当しません。 ・　本件施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条3の2及び3の3の規定による防火対象物に該当します。

（注１）「その他建築付帯設備」とは、本件施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、自動開閉扉等）、事務室、居室、浴室、トイレ等をいいます。

（３）　施設の管理者

橿原市長　　森下　豊

（４）　事業目的

本事業は、本件施設に搬入される一般廃棄物を効率的かつ適正に処理することを目的とします。

（５）　事業概要

本事業は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ（以下「落札者」という。）によって設立された特別目的会社（本事業を実施することのみを目的として設立された会社、以下「受託者」という。）に、市が収集する可燃ごみ（以下「収集ごみ」という。）、市及び市民が直接搬入する可燃ごみ、並びに事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ（以下「持込ごみ」という。）、市の許可業者が搬入する可燃ごみ（以下「許可ごみ」という。）、他市から処理の依頼を受けて市が搬入を認めた可燃ごみ（以下「他市ごみ」という。）及び粗大ごみの破砕可燃残渣（以下、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他市ごみ及び破砕可燃残渣を含めて「本件廃棄物」といい、本件廃棄物のうち、処理不適物を除いたものを「処理対象物」という。）等の処理を行うため、本件施設の運転、ユーティリテ

ィの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものです。

市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）に亘って本件施設を所有し、受託者は、本件施設を運営維持管理するものとします。受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとしますが、添付資料②に示す本件施設の設計・施工企業（以下「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとします。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により調達することができるものとします。

落札者及び受託者は、平成 25 年度現在で本件施設の運転業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行います。また、受託者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。

① 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次の通りとします。

- 事業準備期間：平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日
- 乖離請求期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
- 運営期間　　：平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日
- 事業期間　　：契約締結日から平成 36 年 3 月 31 日

② 契約の形態

市は、受託者と本件施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結します。

③ 協定書の締結

市は、施工企業と添付資料②に示す「クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業に伴う特定部品の供給等に関する協定書」を締結します。

（6） 関連法令等の遵守

受託者は、本事業の実施にあたり、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとします。

（7） 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定しています。

①	入札公告	平成 25 年 8 月 上旬
②	事業者の選定、落札者の決定	平成 25 年 8 月～11 月
③	基本協定締結	平成 25 年 12 月
④	特別目的会社の設立	平成 25 年 12 月～平成 26 年 2 月
⑤	事業契約締結	平成 26 年 2 月
⑥	事業準備期間	平成 26 年 1 月～ 3 月
⑦	運営維持管理業務の開始	平成 26 年 4 月 1 日
⑧	契約終了	平成 36 年 3 月 31 日

２　受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

（１）　受託者が実施する主な業務の範囲

本事業において受託者が実施する業務範囲は次のとおりとします。

図表１　受託者の業務範囲＜施設部分＞

図表２　事業スキーム＜契約体系＞

（2）　受託者が実施する業務内容

市と受託者との業務内容の区分の概要は下表のとおりです。詳細については別に定めます。

	項目	内容	市	受託者
搬入・受付管理業務	収集ごみの搬入	家庭から排出されるごみの収集、運搬及び搬入を行う。	○	
	受付業務	計量棟における受付業務を行う。	○	
		ごみや焼却残渣等を搬入・搬出する車両を記録・確認し、管理する。	○	
	料金徴収	ごみの直接搬入者から、料金を徴収する。 ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成する。	○	
	プラットホーム業務（受入管理業務）	搬入車両の確認・車両誘導等を行う。		○
		ごみの処理不適物の混入確認を行う。		○
		処理可否の判断、処理不適物の指導を行う。	○	△※1
	ごみクレーン操作	ごみクレーンの操作を行う。		○
運転管理業務	運転管理計画の策定	処理計画に基づき、施設の点検・補修等を考慮した運転計画を策定する。		○
		施設の運転操作等に関するマニュアルを作成する。		○
		運転員への教育訓練を行う。		○
	適正運転	関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転する。		○
	用役利用計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を策定する。		○
	用役の調達	用役利用計画に基づき、燃料、薬剤等を調達する。		○
		用役利用計画に基づき、電力、上水等を調達する。（契約含む）		○
	余熱利用計画	運転計画に基づき、余熱利用計画を策定する。		○
	発電	発電計画を作成し、余熱を利用して発電を行う。		○
	売電収入	余剰電力の売電を行い、収入を得る。	○	
	余熱供給	場内利用（給湯等）		○
		隣接する余熱利用施設に熱供給を行う。		○
		余熱利用施設への熱供給に関する契約を締結する。	○	
	資源物の売却	資源物の売却を行う。 資源物の売価に伴う収入を管理する。	○	
	焼却残渣等の搬出	主灰・飛灰処理物の積込み作業を行う。（灰クレーンの操作）		○
		主灰・飛灰処理物・処理不適物等の運搬・処分を行う。	○	
	環境測定	ごみ質の測定分析を行う。	○	
		排ガスの測定分析を行う。	○	
		排水、灰等の測定分析を行う。	○	
		作業環境の測定分析を行う。		○
		周辺環境（大気・水質・土壌等）の測定分析を行う。	○	

項目		内容	市	受託者
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定	施設の点検計画を策定する。		○
		機器の維持・補修計画を策定する。		○
		長寿命化計画の策定及び定期的な長寿命化計画の見直しを行う。	○	△※2
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査（法定点検・自主点検）を行う。		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗品、予備品の調達、管理を行う。		○
		市に必要な事務備品等の調達、管理を行う。	○	
	施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査（第三者機関への委託）を実施する。		○
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。		○
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、余熱利用管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、市に報告する。		○
		各種記録のデータを管理・保管する。		○
		施設に関する情報発信を行う。	○	△※2
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△※2
		見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行う。		○
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△※3
	建物、建築設備	建築物、その他付属する建築設備、並びに道路、駐車場、外溝等の敷地について維持管理を行う。		○
	清掃業務	施設内を清掃し、常に清潔に保つ。		○
		外構、植栽、除草などの清掃、維持管理等を行う。		○
	安全管理	作業環境の安全管理に努める。 施設の防火管理に努める。		○
	警備	場内の警備体制を整備する。		○
	重機	点検及び燃料確保を行う。		○
		重機の確保・管理を行う。		○
	地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○

※１　平常時は受託者が対応し、高度な判断や指導が必要な場合については市が対応する。また、受託者は市が実施する展開検査において必要な支援を行う。

※２　受託者は必要な支援を行う。

※３　受託者は初期対応及び必要な支援を行う。

（3） 特別目的会社の設立

落札者は、市と契約内容について合意した後、速やかに特別目的会社を設立し、市とこの特別目的会社において本事業の事業契約を締結することとします。

（4） 運営維持管理業務の準備業務等

落札者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとします。

また、受託者は、運営期間及び運営期間満了後 14 年間にわたるライフサイクルでの本件施設の運営維持管理の考え方（以下「運営維持管理の考え方」という。）並びに事業初年度における運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画、修繕計画書、財務計画書（以下「事業実施計画書」という。）及び運営期間における事業実施計画書を提出し、市に確認を受けるものとします。学習計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は、募集要項等に定めるところによるものとします。

（5） 本件施設の運営維持管理業務

受託者は、以下の業務を自らの責任と費用において実施することとします。

① 受入管理業務

ア． 処理対象物の受入

受託者は、搬入車両の確認及び車両誘導等を行い、搬入された処理対象物を適切にごみピットに受け入れることとします。

イ． 処理対象物の確認

受託者は、搬入された本件廃棄物の処理不適物の混入について確認することとします。また、市が定期的に処理不適物の混入について確認する展開検査において必要な支援を行うこととします。

ウ． 処理不適物の保管

受託者は、本件施設において発生する処理不適物を本件施設内の市が指定する場所に保管することとします。

② 運転管理業務

ア． 処理対象物の適正処理

受託者は、募集要項等に示された環境関連の法規制や施設基準値等を遵守し、処理対象物の焼却処理を適正に行うこととします。

イ． 用役の確保

受託者は、本件施設の運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の用役調達を含む）を実施することとします。また、本件施設において使用する電力、上水道について、電気事業者、上水道事業者との契約を行い、料金を支払うものとします。受

託者が必要となる電話、テレビ受信についても、同様とします。

なお、受託者は、「橿原市電力の調達に係る環境配慮方針」第６条に規定する入札参加資格を有する電気事業者から電力を調達することとします。

ウ．　発電業務

受託者は、焼却処理に伴いボイラで発生させた蒸気を蒸気タービンに送気して発電することとします。なお、余剰電力については市が売電（売電収益は市に帰属する）を行うことから、受託者が市と協議の上、発電計画の立案を行うこととします。

エ．　電力及び熱の供給

受託者は、本件敷地内のクリーンセンター業務課へ安定的に熱供給（温水）及び電力供給を行うこととします。また、隣接する市の余熱利用施設へ安定的に熱供給（温水）を行うこととします。今後、当該施設の隣地に新施設の建設を予定しており、完成後は新施設への熱供給を行うことを予定しています。

オ．　焼却残渣等の搬出

受託者は、本件施設において発生する焼却灰（主灰・飛灰処理物）を市が指定する車両等に積込みを行うこととします。資源物については市が指定する場所に保管することとします。また、焼却炉内で発生したクリンカについては、市が指定する寸法以下に破砕し、灰ピットまで搬送することとします。なお、排水処理設備等において発生する汚泥・スラッジ等については、本件施設内において処理できるものとします。

カ．　灰溶融炉の維持管理

受託者は、現在休止中の灰溶融炉において、関連する単独運転可能な機器等の試運転等を定期的に行い、再稼動可能な状態を維持することとします。

③　維持管理業務

ア．　維持管理

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検・整備、各種修繕・補修、更新等を行うこととします。なお、本件施設の維持管理に必要な業務（消耗機材、予備品の調達・管理を含む）を実施することとします。

イ．　大規模修繕

市は、本件施設のこれまでの運営状況等から、法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定していることから、受託者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うものとします。但し、運営期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができます。市は、かか

る提案がされた場合は、受託者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議することにします。

ウ.　特定部品の調達等

受託者は、本件施設の施工企業から調達が必要となる特定部品については、その調達及び当該部品の定期点検、修繕について、施工企業の協力により調達できるものとします。

エ.　施設機能検査の実施

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等につき、機能検査を毎年 1 回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を 3 年に 1 回以上行うこととします。また、関係法令等に基づく法定点検を実施することとします。

④ その他業務

ア.　運営維持管理体制の構築

受託者は、本事業の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営維持管理体制を構築することとします。

イ.　事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は、焼却炉の築炉整備により生じるレンガくず等、本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物（焼却残渣等を除く）を関係法令に基づき適切に処理することとします。

ウ.　許認可取得への協力

受託者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、必要な協力を行うこととします。

エ.　官庁等への各種提出書類の作成

受託者は、市が行う官公庁等への各種資料提出にあたり、資料等を作成することとします。

オ.　データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ、その他市が業務監視を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこととします。

カ.　見学者に関する業務

受託者は、本件施設の見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行うこととします。また、市が対応する本件施設の見学者及び行政視察に関して、必要な支援を行うこととします。

キ.　建物、建築設備等の維持管理

受託者は、本件施設の建築物、その他付属する建築設備、本件敷地内（クリー

ンセンター業務課が所管するものを除く）の道路、駐車場、外溝、外灯、地下埋設物の工作物等について維持管理を行うこととします。

ク． 清掃及び植栽等の管理

受託者は、本件施設の清掃、本件敷地内の清掃（クリーンセンター業務課が所管するものを除く）、本件敷地内の植栽の管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施することとします。

ケ． 作業環境の測定

受託者は、本件施設内の作業環境の測定分析を行い、作業環境の保全に努めることとします。

コ． 安全衛生管理及び警備

受託者は、本件施設及び本件敷地内（クリーンセンター業務課が所管するものを除く）の安全衛生管理及び警備業務を行い、防犯に努めることとします。

サ． 防火管理

受託者は、本件施設及び本件敷地内（クリーンセンター業務課が所管するものを除く）の防火管理を行うこととします。

シ． 重機

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要とされる重機を確保し、その維持管理を行うこととします。

ス． 地域社会への貢献

受託者は、地域社会との共生に努め、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行うものとします。

セ． 市が行う環境配慮活動への協力

受託者は、運営維持管理業務に際し、橿原市環境基本条例を遵守するとともに、市が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこととします。

ソ． 市が使用する設備の維持管理

市は、Ⅰ.３　市が実施する業務の範囲に示す業務、Ⅲ.３　市による事業の実施状況の監視に関する業務等を実施するため、管理棟・計量棟・駐車場等を使用しますが、これらの設備の維持管理及び電力・水道等の調達についても受託者が行うこととします。

（6） 事業期間終了時の協力

市は、本件施設について平成49年度までの稼働を予定しています。従って、本事業の事業期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続する予定であるため、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は以下の業務を行うものとします。

・ 本件施設の運営維持管理業務に必要な書類等の整備と提出（図面、事業実施計画

書、運営維持管理業務にかかる履歴、精密機能検査報告書、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表等）

- 市及び市が指定する第三者への引継業務（教育訓練を含む）
- 事業期間終了後の維持管理計画の立案
- 本件施設の精密機能検査の実施　等

３　市が実施する業務の範囲

市は、以下の業務を自らの責任と負担において実施することとします。

（１） 処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市が収集する一般廃棄物で、処理対象物となるものを本件施設に搬入します。

（２） 本件廃棄物の受付

市は、計量棟において本件施設に搬入された本件廃棄物の受付業務（記録・確認・料金収受等）を行います。なお、ごみ処理に係る手数料は、市に帰属するものとします。

（３） 処理不適物の搬出、処理・処分

市は、処理不適物を搬出、処理・処分します。

（４） 焼却残渣(主灰・飛灰処理物)の処分

市は、焼却残渣(主灰・飛灰処理物)を搬出、処分します。

（５） 資源物の搬出、売却

市は、資源物を搬出、売却、処分します。

（６） 運転管理業務に伴う環境計測

市は、本件施設の運転管理に伴う環境計測（ごみ質、排ガス、排水、灰、周辺環境（大気、水質、土壌等）測定分析）を実施します。

（７） 本事業の実施状況の監視

市は、受託者により実施される運営維持管理業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について受託者と協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができます。実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器から得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書などにおいて行います。また、市は、必要に応じて、本件施設に係る計測及び分析を行うことができます。

市は、自ら又は第三者に委託することにより、本件施設の運転性能を確認するものとします。

（８） 見学者及び行政視察への対応

市は、本件施設の見学者及び行政視察などへの対応を行います。

（9） 委託費の支払

市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間に亘り受託者に支払います。なお、支払条件等の詳細については、募集要項等によるものとします。

（１０） 余剰電力の売電

市は、余剰電力の売電を行います。なお、余剰電力の売却に伴う収入は、市に帰属するものとします。

（１１） 余熱利用施設の熱供給契約

今後、当該施設の隣地に新施設の建設を予定しており、完成後は新施設への熱供給（温水）を行うことについて、必要に応じて市と施設管理者との間で熱需給契約を締結します。この場合、熱供給に伴う収入については市に帰属するものとします。

（１２） ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努めます。

Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者が募集要項に規定する本事業に参画するに足る資格を有していることを条件に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定します。

現在、計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

No.	項目	日程
①	入札公告	平成 25 年 8 月
②	募集要項（第１部）の公表	平成 25 年 8 月
③	募集要項（第１部）質疑の受付	平成 25 年 8 月
④	募集要項（第１部）質疑に対する回答	平成 25 年 8 月
⑤	参加資格確認申請書の受付締切	平成 25 年 8 月
⑥	参加資格確認結果の通知	平成 25 年 9 月
⑦	募集要項（第２部）の配布	平成 25 年 9 月
⑧	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	平成 25 年 9 月
⑨	視察等を踏まえた質疑の受付	平成 25 年 9 月
⑩	視察等を踏まえた質疑に対する回答	平成 25 年 9 月
⑪	募集要項の改訂内容の通知（必要な場合）	平成 25 年 9 月
⑫	対話の実施	平成 25 年 10 月
⑬	入札書類（技術提案書・事業計画書等）の提出	平成 25 年 10 月
⑭	非価格要素審査の実施	平成 25 年 11 月
⑮	価格審査の実施	平成 25 年 11 月
⑯	総合評価の実施	平成 25 年 11 月
⑰	落札者の決定	平成 25 年 11 月
⑱	基本協定締結	平成 25 年 12 月
⑲	特別目的会社の設立	平成 25 年 12 月～ 平成 26 月 2 月
⑳	事業契約締結	平成 26 年 2 月

２　応募者の参加資格要件等

入札に参加する企業又は応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとします。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行います。

（1） 応募者の構成

① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、受託者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

② 応募企業又は構成企業は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとします。

③ 応募グループにあっては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとします。

④ 代表企業又は構成企業の変更は認めません。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。

⑤ 応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めません。

⑥ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできません。

⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

（2） 応募者の参加資格要件等

① 参加資格に関する要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすこととします。

ア． 応募企業又は応募グループの代表企業は、平成 25 年度橿原市入札参加資格者名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から基本協定締結の日までの期間に、橿原市入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による指名停止措置を受けている者でないこと。

イ． 構成企業は、平成 25 年度橿原市入札参加資格者名簿に登載されている者、又は本事業の入札に際し、橿原市入札参加資格者として認められた者であること。構成企業のうち平成 25 年度橿原市入札参加資格者名簿に未登載の者は、本事業の資格申請書等の提出時に、橿原市入札参加資格の審査申請書類の提出が必要です。

また、いずれの者も本事業の資格審査申請書等の提出日から基本協定締結の日までの期間に、橿原市入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による指名停止措置を受けている者でないこと。

ウ． 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 7 月 18 日告示第 175

号）に基づく措置要件に該当する者でないこと。

エ．　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ．　本件資格審査書類提出日以前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

カ．　会社法（平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

キ．　本事業に関する市の発注支援業務を受注した一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

ク．　３．（１）に記載する「橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

ケ．　法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

② 業務実績に関する要件

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりです。応募グループで参加する場合は、構成企業のいずれかが以下の要件を満たすものとします。

関連設備	実績等
焼却炉	・ 地方公共団体（注１）が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）（注２）の元請実績（注３）を有すること。 ・ 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）のボイラ及び復水式タービン（1,000kW 以上）の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）の元請実績を有すること。

注１） 地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注２） 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）の維持管理業務とは、ストーカ本体の取替業務を含むストーカ式焼却炉の機能の回復を図る業務をいう。

注３） 元請実績とは、自ら又は自らが構成企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

３　応募者の審査及び事業者の選定

応募者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い、行うこととします。

（1）　委員会の設置

市は、「橿原市執行機関の附属機関に関する条例」第 2 条の規定に基づき、「橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置します。

事業者選定委員会は、以下の委員により構成されます。

【事業者選定委員会の構成（敬称略）】

区分	氏名	所属・役職等
会　長	寺嶋　均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会　会長
副 会 長	荒井　喜久雄	公益社団法人　全国都市清掃会議　技術部長
職務代理	市川　陽一	龍谷大学 理工学部環境ソリューション工学科　教授
委　員	北浦　一郎	弁護士法人　トラスト＆サービス　弁護士
委　員	岡崎　益光	副市長
委　員	森田　泰造	生活環境部長

（2）　落札者決定基準

落札者決定基準は概ね、以下のとおりを予定しています。なお、評価項目等の詳細は募集要項によるものとします。

落札者決定基準

［価格要素］

- 本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理補修費、諸経費等）

［非価格要素］

- 業務実施体制
- 運転管理業務にかかる計画
- 維持管理業務にかかる計画
- リスクへの対応能力
- 財務的な安定性
- 低炭素社会形成に向けた貢献
- 地域への配慮

（3） 落札者の決定方法

落札者は以下の手順で決定するものとします。評価方法等の詳細は募集要項によるものとします。なお、各段階の審査に関しては、事業者選定委員会において評価・審査を行い、その審査結果を受け、市が落札者を決定することとします。

① 第１段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が２（２）「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行います。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できることとします。

② 第２段階：非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、前項の落札者決定基準に沿った視点で事業者選定委員会において評価を行い、非価格要素点を算定します。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示すこととします。

価格審査では、入札書に記載の金額に消費税を加えた金額が予定価格以下であることを条件に、算定式に基づき価格点を算定します。価格の点数化方法については、募集要項に示すこととします。

③ 第３段階：総合評価

②の非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算定します。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示すこととします。

（4） 落札者の決定

市は、事業者選定委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を、落札者とします。

（5） 審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

４ 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として以下の書類を提出することとします。なお、各書類の詳細については、募集要項によるものとします。

（1） 資格審査申請時の提出書類

① 審査確認申請書類

② 入札参加資格確認資料

（２）　資格審査合格後の提出書類

①　技術提案書

②　事業計画書

③　入札書

５　応募者に対する情報等の提供

（１）　資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧することができます。なお、各資料の詳細については、募集要項によるものとします。

（２）　本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができます。なお、本件施設の視察の詳細については、募集要項によるものとします。

６　落札後の手続き

（１）　基本協定の締結

市と落札者は、落札後、基本協定を締結します。

（２）　特別目的会社の設立

落札者は、特別目的会社を落札後速やかに設立することとします。なお、応募企業及び構成企業以外のものからの特別目的会社への出資は認めないものとします。

（３）　契約の詳細協議

市と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細について協議するものとします。

（４）　契約の締結

市は、特別目的会社とクリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業にかかる事業契約を締結します。

（５）　事業準備期間

落札者及び受託者は、落札者が市に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、市

が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行うものとします。また、落札者及び受託者は、本件施設に関して書面により質問することができ、市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとします。詳細については、募集要項に示すこととします。

7　著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

Ⅲ　受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間及び運営期間終了後１年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします。

２　想定されるリスク及び分担

（１）　基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。

本件施設の運営維持管理業務の責任は原則として受託者が負うことになりますが、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

（２）　想定されるリスクの分担

市と受託者のリスク分担は、原則として添付資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項によるものとします。

３　市による事業の実施状況の監視

（１）　基本的な考え方

市は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行います。受託者は、運営期間及び運営期間終了後１年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします。落札者及び受託者は運営維持管理業務に関する考え方を示すため、事業準備期間及び運営期間における学習計画書及び事業実施計画書を提出し、市の確認を受けるものとします。

（２）　運営段階

市は、受託者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとします。監視にあたっては、市は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができるものとします。原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開されるものとします。また、本件施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を

満たしていないと判断される場合には、市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受託者に対して講じることができるものとします。

（３） 事業期間終了段階

市は、受託者に対し事業期間終了前までに、事業期間終了後３年間に亘る本件施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改定ならびに適切な維持管理補修を求めることができます。また、市は、事業期間終了時において、本件施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能にかかる確認検査を実施することができます。 確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとします。確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託料の支払いを留保し、施設の改善・検査の合格を条件に留保した委託料を支払います。なお、これら改善及び検査に係る一切について、受託者の責任と費用において実施するものとします。事業期間の終了にかかわらず、本件施設の機能確認、性能確認に合格することが事業契約終了の条件となります。

また、事業期間の終了後 1 年の間に、本件施設に関して性能未達が発生した場合、市は受託者と協議を行うものとします。この協議により、性能未達が受託者の運営維持管理業務等に起因するものであると判断された場合、受託者は、自らの責任と費用において補修等必要な対応を行うものとします。

Ⅳ　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定、事業契約、これに基づく事業実施計画等の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と受託者は誠意をもって協議するものとします。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

Ⅴ　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

１　基本的な考え方

本事業では、事業契約等の規定に基づき、平成 36 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要があります。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻、又はその恐れが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとします。受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととします。但し、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、市は、受託者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することとします。

２　契約保証金等

市は、事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合などを想定し、受託者に契約保証金を設定させ、かかる損害への担保とします。この場合、受託者又は出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項によるものとします。

Ⅵ　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問がある場合は、添付資料③「実施方針に関する意見・質問書」を郵送、FAX 又は電子メールにより、下記の提出期間内までにご提出下さい。なお、電話等による問い合わせには応じませんので留意してください。

〔意見・質問書の提出先〕

橿原市役所　生活環境部　環境企画課　（クリーンセンターかしはら）

（住　所）　〒634-0826　奈良県橿原市川西町 1038-2

（ＦＡＸ）　0744-27-7753

（E-mail）　kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp

〔意見・質問書の提出期限〕

平成 25 年 7 月 10 日（水）17:00 まで

２　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記日程で市のホームページに公表します。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも全ての意見・質問について回答するものではありません。

〔意見・質問への回答〕

平成 25 年 7 月 12 日（金）　予定

３　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがあります。

添付資料①

事業に係るリスク分担

市と受託者とのリスク分担の概要は下表のとおりです。詳細については別に定めます。

リスク項目		概要	分担	
			市	受託者
共通	制度・法令リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
	税制リスク	受託者の利益に課せられる税制度の変更（例；法人税等）、新税創設に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○	
	物価変動リスク	一定の範囲内での物価変動に係るリスク		○
		一定の範囲内を超えた物価変動に係るリスク	○	
	政治リスク	政策方針の変更等による事業の停止・変更に係るリスク	○	
	不可抗力リスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク	○	
	一定の範囲内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク		○
	一定の範囲外		○	
	住民反対リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
	第三者賠償	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
運営段階	性能リスク 委託費超過リスク	提示条件の不備や、要求変更等、市の責めに帰すべき事由による場合のリスク	○	
		その他施設の運営維持管理業務において、本事業契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
	施設・設備損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク		○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク	○	
	不適正ごみ混入リスク	受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク		○
		受託者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク	○	
	技術革新	技術革新に伴い設備が陳腐化した場合において、新技術採用のためのコストが増大した場合のリスク	○	
	ごみ量・ごみ質変動リスク	搬入する本件廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合、または、ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のリスク	○	
	発電収入変動リスク	計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にある場合のリスク		○
		計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にない場合のリスク	○	
事業終了段階での施設の性能確保		事業終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○

クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業に伴う特定部品の供給等に関する協定書（案）

橿原市(以下「甲」という。)と甲が所有するクリーンセンターかしはら(以下「本件施設」という。)の設計・施工企業である株式会社タクマ(以下「乙」という。)は、「クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業」(以下「本事業」という。)に伴う特定部品の供給等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(定義)

第１条　本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「本件入札」とは、本事業を実施する民間事業者の選定等をいう。

(2)「応募者」とは、本件入札に参加しようとする者をいう。

(3)「参加資格者」とは、本件入札において資格審査を通過した応募者をいう。

(4)「落札者」とは、本事業を落札し甲と契約した応募者をいう。

(5)「受託者」とは、本事業の実施を目的として、落札者が設立する特別目的会社をいう。

(6)「本事業契約」とは、甲と受託者が締結する事業契約をいう。

(目的)

第 2 条　本事業の実施にあたり、本件施設に係る必要な情報開示及び乙による協力並びに特定部品の供給等に関する条件等を定めることにより、本件入札に競争性を担保し、受託者が本事業を円滑に遂行する事業環境を整備することを目的とする。

(参加資格者への情報開示等)

第 3 条　本件入札に係る期間中における参加資格者への情報開示に関して、以下のとおり定める。

(1)甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を配付する。なお、当該資料の配布にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で配布するものとする。

(a)フローシート
(b)機器配置図
(c)事業費履歴

(2)甲は、本件入札への参加資格者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料のうち、次の資料を甲の立会いの下に閲覧させる。なお、当該資料の閲覧にあたって乙から非開示とすべき申し入れがあった箇所については、削除または黒塗りした上で閲覧させるものとする。

(a)竣工図
(b)総合取扱説明書
(c)単体取扱説明書
(d)引渡性能試験結果報告書
(e)試運転報告書
(f)予備品・消耗品・工具リスト
(g)給油リスト
(h)机上教育資料
(i)過去の修繕費データ
(j)電力及び熱の供給条件

(k)自家用電気工作物保安規程
(l)ごみ質分析結果
(m)ダイオキシン作業環境測定結果

(3) 前2号の規定に基づく配布及び閲覧に関し、第三者から損害賠償請求その他の請求や苦情を受けた場合は、乙が一切の責任と費用を負担するものとする。

(4) 第1号及び第2号の規定に基づき、甲が参加資格者に対して質疑回答を行う場合、かつ、甲の要請があった場合には、乙は、甲の要請に基づき必要な支援(補足資料の提供、補足説明等をいう。)を行う等、これに可能な範囲で協力するものとする。

2　参加資格者への施設の視察の対象と方法に関し、甲は本件入札に係る期間中、本件入札に必要な範囲において参加資格者に本件施設を視察(以下「施設視察」という。)させることができるものとする。なお、施設視察は甲の立会いの下に行うものとする。

3　甲は、参加資格者が施設視察及び甲が配付、閲覧に供した資料から知り得た情報(以下「本件情報」という。)の取扱いについて、参加資格者に対して別紙1の様式1の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。

(受託者への情報開示等)
第4条　受託者への情報開示について、以下のとおり定める。
(1)甲は、受託者に対し、甲の保有する本件施設に関する資料を閲覧または貸与する。閲覧または貸与する資料については、前条第1項第1号及び第2号に規定する資料を基本とし、閲覧または貸与にあたっては、前条第1項の規定を準用する。
(2)乙は、前号に規定する資料以外で、乙が保有する資料について、甲が業務遂行上必要と合理的に認め、かつ、乙が提供に同意した場合に限り、甲及び受託者に当該資料を提供する。
(3)乙は、甲が受託者に提供することを目的として本件施設に関する質問を行った場合は、本事業の主旨を鑑み、誠実に対応するものとする。ただし、乙の営業上または技術上の情報であって乙が秘密にすべきと判断した情報については、乙は質問への回答を留保することができる。

2　前項各号に基づき甲及び受託者へ提供される資料・情報ならびに甲及び受託者が本事業遂行の過程またはその結果知り得た情報等(以下「本件情報等」という。)に係る取扱いに関して、以下のとおり定める。
(1)甲は受託者に対し、本件情報等の取扱いについて、別紙1の様式2及び3の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。
(2)甲は落札者に対し、本件情報等の取扱いについて、別紙1の様式4及び5の誓約書を甲乙それぞれに提出させるものとする。
(3)甲及び乙は、受託者または落札者等による本件情報等の漏洩が疑われる場合、その旨を速やかに相手方に連絡し、調査に協力するものとする。

(特定部品)
第5条　特定部品とは、別紙2に掲げられた部品とする。

(特定部品の供給及び修繕等)
第6条　乙は、受託者が特定部品の供給、その他本件施設の維持管理に必要な修繕及び定

期点検(以下「修繕等」という。)を求めた場合には、特段の理由がない限りこれを拒否しないものとする。

2　前項において、乙と受託者との間における特定部品の供給及び修繕等の実施条件は、甲と乙との間における同種の取引実績を参考にして、乙と受託者との交渉によって定めるものとする。

(特定部品の製造中止の通知)

第 7 条　乙は、特定部品の製造が中止される場合、甲及び受託者に対して、当該特定部品の製造中止時期を速やかに通知するものとする。この場合、乙は当該特定部品の代替品、または代替品に係る情報を、可能な範囲で甲及び受託者に提供するものとする。

(有効期間)

第 8 条　本協定は締結日より効力を生じ、第 3 条は、本事業に関する甲と受託者間の本事業契約締結まで、その他条項については、本事業契約終了まで有効に存続する。

2　前項の規定にかかわらず、本協定に基づき提出される誓約書の有効期間は、当該誓約書に定める期間とする。

(準拠法)

第 9 条　本協定は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 10 条　本協定に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を奈良地方裁判所とする。

添付資料

別紙 1　誓約書（様式 1 乃至 5）

別紙 2　特定部品リスト

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 25 年　　月　　日

甲　　奈良県橿原市八木町 1 丁目 1 番 18 号

橿原市長　森下　豊

乙

添付資料②

別紙１　様式１（参加資格者用）

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町１丁目１番 18 号
橿原市　御中
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目２番 33 号
株式会社タクマ　御中

○○(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。)及び株式会社タクマ(以下、「貴社」といいます。)に対し、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業の入札（以下、「本件入札」といいます。）関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）
1　本件秘密情報とは、本件入札に関し貴市または貴社から開示されたすべての情報をいい、その中には以下の各号に掲げるものが含まれます。
(1) 本件入札に関し、貴市から配布された資料
(2) 本件入札に関し、貴市から閲覧に供された資料
(3) 本件入札に関する質疑回答において、貴市または貴社から開示された情報及び資料
(4) 本件入札における施設視察に関し、弊社が知得した情報
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)開示前から既に公知であった情報
(2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
(4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）
1　弊社は、本件秘密情報を本件入札に参加する目的以外に使用せず、貴市及び貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本件入札に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者に対し、本件秘密情報を一切開示しないものとします。
3　弊社は、貴市及び貴社の書面による事前の承認を得ずに、本件秘密情報を社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴市または貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第３条（違反の場合の措置）
1　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴市または貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
※　著作物や営業秘密でないものについても、本項の定めに基づき、違反行為の差止め及び除去を請求することができる。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市及び貴社に対し、違約金とし

てそれぞれ金 8,000 万円を支払い、また、当該違反によって貴市及び貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第 4 条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件入札が終了した後、貴市及び貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第 5 条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市または貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社がクリーンセンターかしはらに立入る場合、貴社にて事前に貴市の許可を得るものとします。

第 6 条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本件入札が終了した後 1 年間存続するものとします。

第 7 条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名)

別紙１　様式２（受託者用）

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町１丁目１番 18 号
橿原市　御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。）に対し、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）
１　本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し貴市または株式会社タクマから開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
２　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)開示前から既に公知であった情報
(2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
(4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）
１　弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
２　弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
３　弊社は、本件秘密情報について、貴市の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
４　弊社は、貴市が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第３条（違反の場合の措置）
１　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴市は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
２　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し、違約金として本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第４条（本件秘密情報の返還、破棄）
弊社は、本件事業が終了した後、貴市の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）
　本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）
　本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第7条（裁判管轄）
　本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名)

添付資料②

別紙１　様式３（受託者用）

秘密保持誓約書

兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目２番33号
株式会社タクマ　御中

○○(以下、「弊社」といいます。)は、株式会社タクマ(以下、「貴社」といいます。)に対し、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）
1　本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し橿原市または貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)開示前から既に公知であった情報
(2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
(4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）
1　弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
3　弊社は、本件秘密情報について、貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第３条（リバースエンジニアリング等）
1　弊社は、クリーンセンターかしはらの設備・装置・機器・部品等（ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。）のリバースエンジニアリング（機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。）に基づくコピー・模造品・改造品等の製作（第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。）を行わないものとします。
2　前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第 4 条（違反の場合の措置）
1　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し、本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。

第 5 条（本件秘密情報の返還、破棄）
弊社は、本件事業が終了した後、貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第 6 条（監査）
本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、クリーンセンターかしはら及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社がクリーンセンターかしはらに立入る場合、貴社にて事前に橿原市の許可を得るものとします。

第 7 条（有効期間）
本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第 8 条（裁判管轄）
本誓約書に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

添付資料
別紙　設備等リスト

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名）

添付資料②

別紙（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	焼却設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入供給設備	ごみクレーン自動制御盤	ソフトウェア含む全て
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	本体、ブリッジ解除装置含む
	給じん装置	下部ホッパシュート含む全て
	燃焼装置	下部ホッパシュート含む全て
	焼却炉	炉内耐火物、支持方法含む全て
	落じんホッパシュート	
燃焼ガス冷却設備	ボイラ	ボイラ本体、燃焼室・1,2 パス水管、1 次～3 次過熱器、節炭器含む全て
	スートブロワ	本体、制御方法含む
	蒸気だめ	高圧及び低圧
排ガス処理設備	有害ガス除去装置	消石灰輸送管、消石灰噴霧ノズル
	脱硝反応塔	触媒含む全て
	減温塔	本体、ノズル
灰出し設備	焼却灰搬出装置	本体
	灰クレーン自動制御盤	ソフトウェア含む
	灰分散機	本体
排水処理設備	汚泥掻寄機	本体
	砂ろ過塔	本体
	ろ液噴霧器	ノズル含む全て
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	分散形計算機システム (自動燃焼制御システム含む) 焼却炉計装盤	監視操作盤、中央制御盤、各変換機盤 各コントロールステーション ソフトウェア類
	故障診断システム	ハード及びソフトウェア
	運転シュミレータ	ハード及びソフトウェア
灰溶融設備	混練機	本体
	灰溶融関係機器類	灰溶融設備全般

添付資料②

別紙1　様式4（落札者用）

秘密保持誓約書

奈良県橿原市八木町1丁目1番18号
橿原市　御中

〇〇(以下、「弊社」といいます。)は、橿原市(以下、「貴市」といいます。）に対し、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第1条（本件秘密情報）
1　本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し貴市または株式会社タクマから開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)開示前から既に公知であった情報
(2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
(4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第2条（本件秘密情報に関する義務）
1　弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴市の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
3　弊社は、本件秘密情報について、貴市の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴市が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第3条（違反の場合の措置）
1　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴市は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し、違約金として本事業の契約金額の5パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴市に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。
3　受託者（本事業の実施を目的として、弊社（及び第三者）が設立する特別目的会社をいいます。）が貴市と受託者との間の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け秘密保持誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴市に対し受託者と連帯して責任を負うものとします。

第4条（本件秘密情報の返還、破棄）

弊社は、本件事業が終了した後、貴市の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第5条（監査）

本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴市は、本件秘密情報の管理状況に関し、弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。

第6条（有効期間）

本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第7条（裁判管轄）

本誓約書に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名）

添付資料②

別紙１　様式５（落札者用）

秘密保持誓約書

兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目２番33号
株式会社タクマ　御中

○○(以下、「弊社」といいます。)は、株式会社タクマ(以下、「貴社」といいます。)に対し、クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に関する秘密保持義務について、以下の事項を誓約します。

第１条（本件秘密情報）
2　本件秘密情報とは、本事業の入札及び本事業に関し橿原市または貴社から開示されたすべての情報及び弊社が本事業の遂行の過程またはその結果知り得たすべての情報をいいます。
2　以下の各号のいずれかに該当するものと弊社が立証した情報は、本件秘密情報に含まれないものとします。
(1)開示前から既に公知であった情報
(2)開示後に弊社の責によらずに公知となった情報
(3)弊社が相当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
(4)法律上の要求に基づき、弊社が開示義務を負う情報

第２条（本件秘密情報に関する義務）
1　弊社は、本件秘密情報を、本事業を円滑に遂行する目的以外に使用せず、貴社の書面による事前の許可のない限り、本件秘密情報について複製を作成せず、かつ、本件秘密情報を第三者に対して開示・漏洩しないものとします。
2　弊社は、本事業に関する業務に直接関与する弊社の従業員（本件秘密情報に関する秘密保持契約等を弊社との間で締結した従業員に限ります。）以外の者には一切本件秘密情報を開示しないものとします。
3　弊社は、本件秘密情報について、貴社の書面による事前の承認を得ずに、社外に持ち出したり、社外に送信したりしないものとします。
4　弊社は、貴社が指示する場合、その指示に従って情報管理措置を実施し、その実施状況について報告するものとします。

第３条（リバースエンジニアリング等）
1　弊社は、クリーンセンターかしはらの設備・装置・機器・部品等（ソフトウェアを含む。以下「設備等」という。）のリバースエンジニアリング（機械・図面・ソフトウェアなどを分解・解析し、その仕組みや仕様、目的、構成部品、製造技術、要素技術などを明らかにすることをいいます。）に基づくコピー・模造品・改造品等の製作（第三者に製作させる場合も含みます。以下、これら一連の行為を総称して「リバースエンジニアリング等」といいます。）を行わないものとします。
2　前項の規定は、本誓約書別紙に掲げる以外の設備等について、本事業の円滑な遂行のために必要なリバースエンジニアリング等を行う場合には適用されないものとします。ただし、当該リバースエンジニアリング等により第三者の権利を侵害または侵害するおそれのある場合はこの限りではないものとします。

第 4 条（違反の場合の措置）
1　弊社が本誓約書に定める条項に違反しまたは違反するおそれのある場合、貴社は、弊社に対し違反行為の停止または予防を請求することができ、併せて違反行為の停止または予防に必要な行為を請求することができるものとします。
2　弊社が本誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し、違約金として本事業の契約金額の 5 パーセントに相当する金額を遅滞なく支払い、また、当該違反によって貴社に生じたすべての損害（間接的損害を含みます。）を遅滞なく賠償するものとします。
3　受託者（本事業の実施を目的として、弊社（及び第三者）が設立する特別目的会社をいいます。）が貴社と受託者との間の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け秘密保持誓約書に定める条項に違反した場合、弊社は貴社に対し受託者と連帯して責任を負うものとします。

第 5 条（本件秘密情報の返還、破棄）
　弊社は、本件事業が終了した後、貴社の指示に従い、本件秘密情報及び本件秘密情報を含む情報・資料等（複製物がある場合は当該複製物を含みます。）を直ちに返還または破棄するものとします。

第 6 条（監査）
　本件秘密情報の漏洩が疑われる場合、貴社は、本件秘密情報の管理状況に関し、クリーンセンターかしはら及び弊社の施設に立入って監査をすることができるものとし、弊社は、当該監査について誠実に協力するものとします。なお、貴社がクリーンセンターかしはらに立入る場合、貴社にて事前に橿原市の許可を得るものとします。

第 7 条（有効期間）
　本誓約書に規定された弊社の義務は、本事業が終了した後も有効とし、弊社を法的に拘束するものとします。

第 8 条（裁判管轄）
　本誓約書に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

添付資料
別紙　設備等リスト

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記誓約いたします：(会社名）

添付資料②

別紙（設備等リスト）

設備等リスト

設備名	装置名	適用範囲
全般	焼却設備	システム構成、プロセス構成、制御方法
	配管設備	プロセス構成、制御方法含む全て
受入供給設備	ごみクレーン自動制御盤	ソフトウェア含む全て
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	本体、ブリッジ解除装置含む
	給じん装置	下部ホッパシュート含む全て
	燃焼装置	下部ホッパシュート含む全て
	焼却炉	炉内耐火物、支持方法含む全て
	落じんホッパシュート	
燃焼ガス冷却設備	ボイラ	ボイラ本体、燃焼室・1,2 パス水管、1 次～3 次過熱器、節炭器含む全て
	スートブロワ	本体、制御方法含む
	蒸気だめ	高圧及び低圧
排ガス処理設備	有害ガス除去装置	消石灰輸送管、消石灰噴霧ノズル
	脱硝反応塔	触媒含む全て
	減温塔	本体、ノズル
灰出し設備	焼却灰搬出装置	本体
	灰クレーン自動制御盤	ソフトウェア含む
	灰分散機	本体
排水処理設備	汚泥掻寄機	本体
	砂ろ過塔	本体
	ろ液噴霧器	ノズル含む全て
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア
計装設備	分散形計算機システム (自動燃焼制御システム含む) 焼却炉計装盤	監視操作盤、中央制御盤、各変換機盤 各コントロールステーション ソフトウェア類
	故障診断システム	ハード及びソフトウェア
	運転シュミレータ	ハード及びソフトウェア
灰溶融設備	混練機	本体
	灰溶融関係機器類	灰溶融設備全般

添付資料②

別紙 2

特定部品リスト

設備名	装置名	(機器名)部品名	調達期間 (参考)
受入供給設備	ごみクレーン自動制御盤	ソフトウェア	６ヶ月
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	ホッパ及びゲートブリッジ解除装置部品	５ヶ月
	給じん装置	レール、ライナー、プッシャー キャップ、シュー、シリンダー	６ヶ月
	燃焼装置 (乾燥/燃焼/後燃焼含む)	火格子類、レール、台車、ロッド、 駆動シャフト、ジャバラ、シリンダー	６ヶ月
	焼却炉	炉内耐火物類	５ヶ月
	落じんホッパシュート	ホッパシュート本体	６ヶ月
燃焼ガス冷却設備	ボイラ	ボイラ本体、燃焼室・1,2 パス水管 1 次～3 次過熱器、節炭器	発生の都度協議
	スートブロワ	ノズル、内・外筒管他構成品	６ヶ月
	蒸気だめ（高圧及び低圧）	本体、マンホール	５ヶ月
排ガス処理設備	バグフィルタ	ろ布	６ヶ月
	有害ガス除去装置	消石灰輸送管、消石灰噴霧ノズル	５ヶ月
	脱硝反応塔	脱硝触媒	９ヶ月
	減温塔	本体、噴霧ノズル	５ヶ月
灰出し設備	焼却灰搬出装置	プッシャー、ライナー、シリンダー	６ヶ月
	灰クレーン自動制御盤	ソフトウェア	５ヶ月
	灰分散機	本体、ドラム	５ヶ月
排水処理設備	汚泥掻寄機	有機系凝集沈殿槽汚泥掻寄機部品類	５ヶ月
		無機系凝集沈殿槽汚泥掻寄機部品類	５ヶ月
	砂ろ過塔	有機系砂ろ過塔部品類	５ヶ月
		無機系砂ろ過塔部品類	５ヶ月
	ろ液噴霧器	噴霧ノズル、引抜装置部品	５ヶ月
電気設備	現場制御盤	シーケンサソフトウェア	６ヶ月
計装設備	分散形計算機制御システム (自動燃焼制御システム含む) 焼却炉計装盤	監視操作盤、中央制御盤、各変換器盤 各コントロールステーション ソフトウェア	１５ヶ月
	故障診断システム	ハード及びソフトウェア	９ヶ月
	運転シュミレータ	ハード及びソフトウェア	１２ヶ月
灰溶融設備	混練機	パドル、スクリュー、シャフト、ノズル	９ヶ月

※１　調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

※２　上記特定部品を用いて施設の修繕等を行う場合、設備の性能維持のため、乙による施工を推奨。

添付資料③

意見・質問［　／　］

クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業
実施方針に関する意見・質問書

１　提出者

提出者：　（企業名）
　　　　　（担当者名）
連絡先：　（所在地）
　　　　　（電話番号）
　　　　　（FAX 番号）
　　　　　（E-mail）

２　意見・質問等の内容

番号	項目	頁	箇 所	内容
1				
2				
3				
4				
5				

※複数枚になる場合、2 枚目以降の番号は通し番号を付してください。